

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年4月24日

独立行政法人労働者健康安全機構

中部労災看護専門学校

契約担当役 加藤 文彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 中部労災看護専門学校で使用する電気
- (2) 調達件名の特質等 契約担当役が別途指定する入札説明書及び仕様書による。
- (3) 公示期間 令和7年4月24日～令和7年5月14日
- (4) 履行場所 中部労災看護専門学校
- (5) 入札方法

入札金額は、件名の年額金額とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「物品の販売」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、東海地域の競参加資格を有する者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること（写しを提出。）。
- (5) 二酸化炭素排出係数、環境への負担軽減に関する取組みに関し、別添1-2に掲げる入札適合条件を満たしていること（別添1-1を提出。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所、入札心得書等の交付場所及び
本件に関する問い合わせ先

〒455-0018 愛知県名古屋市港区港明一丁目10番5号

中部労災看護専門学校 事務室 峯垣 知広

電話 052-652-3775

FAX 052-652-3776

- (2) 入札書の受領期限 令和7年5月14日（水） 16時00分

- (3) 開札の日時 令和7年5月16日（金） 15時00分

及び場所 中部労災看護専門学校 会議室

4 その他

- (1) 契約手続きで使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告及び入札心得書に示した入札参加に必要な資格のない
者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 本公告に示した役務を提供できると契約担当役が判断
した入札者であって、独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条
の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって
有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) その他 詳細は入札説明書による

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和5年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和5年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計得点

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和2年9月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添1-2により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は参入日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となつたものを本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

CO₂排出係数、環境への負荷低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が、70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.525未満	35
	0.525以上 0.550未満	30
	0.550以上 0.575未満	25
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況	8.0%以上	20
	5.00%以上 8.0%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の提供に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間内についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、乙は契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添1-1の「各用語の定義」

用語	定義
① 令和5年度 1kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の調整後二酸化炭素排出係数。
② 令和5年度の 未利用エネル ギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネル ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>① 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) ② 令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh) (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギー活用状況（%）} = \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{2}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利 用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料 等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力 量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合 は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と 当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料 等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除 いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社 電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電 力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能工</p>

	<p>「エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 108 号)（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 5 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
④ 令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況	<p>令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の算定式により算出した数値をいう。（単位は全て kWh）</p> <p>① 令和 5 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)）</p> <p>② 令和 5 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)）</p> <p>③ 令和 5 年度の供給電力量（需要端 (kWh)）</p> <p>(算定方式)</p> <p>令和 5 年度の再生エネルギーの導入状況 = $\frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}}$</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランスマ供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2. 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和 5 年度の供給電力量 (③) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項</p>

	目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
--	--